

○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示（平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省告示第一号）

改 正 案				現 行	
<p>(燃料の規格)</p> <p>第3条 規則第2条第2項の燃料は、<u>告示第3条の表の左欄に掲げる燃料の種類ごとに設けられた同表の右欄に掲げる基準を満たすものとする。ただし、当分の間、次の表の第一欄に掲げる特定特殊自動車については、同表第二欄に掲げる規定は、同表第三欄に掲げる字句を同表第四欄に掲げる字句に読み替えて適用する。</u></p>				<p>(燃料の規格)</p> <p>第3条 規則第2条第2項の燃料は、<u>次の表の左欄に掲げるものであって、燃料の種類に応じて、右欄に掲げる規格のいずれにも適合するものとする。</u></p>	
<p><u>読み替えに係る特定特殊自動車</u></p>	<p><u>読み替える規定</u></p>	<p><u>読み替えられる字句</u></p>	<p><u>読み替える字句</u></p>	<p><u>燃料の種類</u></p>	<p><u>燃料の性状又は燃料に含まれる物質の数量</u></p>
<p><u>脂肪酸メチルエステルが質量比0.1%以下の軽油を使用することを前提に製作された特定特殊自動車</u></p>	<p><u>告示第3条の表軽油の項</u></p>	<p><u>次のイ又はロの要件を満たすものであること。</u> <u>イ 脂肪酸メチルエステルが質量比0.1%以下</u> <u>ロ 脂肪酸メチルエステルが質量比 0.1%超5%以下であり、かつ、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。</u> <u>(1) メタノールが質量比0.01%以下</u> <u>(2) 酸価が0.13以下</u> <u>(3) ぎ酸、酢酸及びプロピオン酸の合計が質量比0.003%以下</u> <u>(4) 酸価の増加量が0.12以下</u></p>	<p><u>脂肪酸メチルエステルが質量比0.1%以下</u></p>	<p><u>ガソリン</u></p>	<p><u>鉛が検出されないこと。</u> <u>硫黄が質量比0.005%以下であること</u> <u>ベンゼンが容量比1%以下であること</u> <u>メチルターシャリーブチルエーテルが容量比7%以下であること</u> <u>メタノールが検出されないこと。</u> <u>エタノールが容量比3%以下であること</u> <u>酸素分が質量比1.3%以下であること</u> <u>灯油の混入率が容量比4%以下であること</u> <u>実在ガムが100ml 当たり5mg 以下であること</u></p>
				<p><u>軽油</u></p>	<p><u>硫黄が質量比0.005%以下であること</u> <u>セタン指数が45以上であること</u> <u>90%留出温度が360℃以下であること</u></p>
<p>【補足】 上記のうち、「告示」とあるのは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）のことを指します。（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示第2条においてその旨が規定されています。）</p>				<p>備考 1 「鉛が検出されないこと。」とは、日本工業規格 K2255 の原子吸光 A 法又は原子吸光 B 法で定める試験方法により測定した場合において、その結果 が当該方法の適用区分の下限值以下であることをいう。 2 「メタノールが検出されないこと。」とは、メタノールの混入率を容量 比で測定することが可能であり、かつ、その混入率の定量下限が容量比0. 5%以下である分析設備により測定した場合において、その結果が当該方法 の適用区分の下限值以下であることをいう。 3 「酸素分」とは、日本工業規格 K2536 号の2、K2536 号の4 又は K2536 号の6 に定める方法により測定した場合における数値とする。 4 「セタン指数」とは、日本工業規格 K2280 に定める方法により算出した 軽油の性状をいう。 5 「90%留出温度」とは、日本工業規格 K2254 に定める方法により測定した 軽油の性状をいう。</p>	
<p>附 則 この告示は、平成 20 年〇月〇日から施行する。</p>					